

「(仮称)小平町風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する質問事項及び事業者回答

1. 全体に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
1-1	-	前倒し調査	1次	「前倒環境調査を適用した適切かつ迅速な環境影響評価の実施について (H30, NEDO)」に示されるような前倒し調査を実施 (又は予定) している場合は、環境項目ごとに調査の実施時期・内容をご教示ください。	希少猛禽類のみ前倒し調査を実施しており、2024年1月から調査を開始しております。
1-2	-	相互理解等	1次	関係自治体や住民の事業への理解を得るために、積極的な情報提供が必要と考えますが、現時点で事業者が考える相互理解の促進方法をご教示ください。	住民との相互理解のため、環境影響評価手続きに限らず、事業検討段階の各段階に、関係自治体、地元の環境保全団体等との協議、及び住民への事業説明等を適宜実施し、懸念や不安等の払拭に努め、相互理解を促進して参ります。今後も適宜自主的に説明を行っていく予定で、引き続き密にコミュニケーションをとりながら検討を進めていきます。
			2次	既に住民説明会を実施しているかと思いますが、意見の概要と事業者の見解に示されている内容のほかに、各地の説明会の中でどのような意見等が出たのか、また、その意見に対する事業者の見解について概要をご教示ください。	方法書説明会において、参加者からご意見・ご質問等はございませんでした。
1-3	-	図書の公表	1次	①貴社ウェブサイトにおける、本方法書のインターネットでの公表期間は縦覧期間最終日の18時までとし、電子縦覧図書のダウンロードや印刷について不可としていました。 図書の公表に当たっては、広く環境保全の観点から意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表することにより、利便性の向上に努めることが重要と考えますが、事業者の見解を伺います。 なお、環境省は、「環境影響評価図書の公開について」(環境省大臣官房環境影響評価課長通知、H30.4.1施行 R4.6.30改訂)を発出し、事業者の協力を得て、環境影響評価図書の公開を進めることとしていることも踏まえてご回答ください。 ②p.332に「住民から要望があった際に図書の貸し出しを行う等により、利便性の向上に努めてまいります。」との記載がありますが、利便性の観点から、地元図書館での据え置きへの対応は難しいでしょうか。	①アセス図書には開発に関する重要な情報が含まれており、他事業者による調査内容の盗用や不正な利用、また、第三者による悪用の恐れがあるため、環境影響評価図書を印刷可能な状態にすること、法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表することは控えておりますが今後地域住民からの要望があった場合については期間の延長を検討いたします。 ②住民から要望があった際に図書の貸し出しを行った実績はございますが、昨今SNSの普及によって、図書館での据え置き等、期間を定めずに継続した場合、悪意を持った方が誤った認識の情報を拡散した場合に発生する処理、対応を事業者側ですべて適切に実施することは困難であると考えております。 懸念が払拭されない以上、要望があった際の個別対応とし、適切な情報提供をもって住民との相互理解促進に努めていく所存です。
			2次	縦覧期間における縦覧者数とインターネットで公開されたページへのアクセス数をそれぞれご教示ください。また、その数値を見て、相互理解への効果について、どのようにお考えでしょうか。	方法書の総縦覧数は、設置した方法書の縦覧は0件、インターネットでのアクセス数は445件でした。相互理解の効果について、北海道新聞全道版、その他広報誌での周知、全戸配布等により、本事業をより多くの方々にご認識いただけていると考えております。今後も住民説明会等を通じて、地域住民の方々と密にコミュニケーションを図り、より相互理解を深められるよう努めてまいります。

2. 「第2章 第一種事業の目的及び内容」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-1	2	第2章 第一種事業の目的及び内容 第1節 対象事業の目的	1次	本事業においては、海フジ類が飛翔ルートとして利用する可能性が高い海岸線から2kmの範囲の除外や、自然度の高い植生の区域の可能な限りの除外などの一定の配慮が見られるところであり、カーボンニュートラルとネイチャーポジティブの両立を目指しているものと拝見いたしました。このような変更区域の絞り込みによる影響低減のほか、実施を検討されているネイチャーポジティブの取組や環境教育等の地域貢献活動等がありましたらご教示ください。	風力発電等の再生可能エネルギー関連事業については、CO2排出の削減等を通じたカーボンニュートラルへの貢献が大きい取り組みではありますが、ご指摘のとおり、ネイチャーポジティブに対する取組みと両立を目指していくべきものと考えております。変更区域の絞り込みによる影響低減以外の具体的な取組みについては、環境省の推進する「令和6年度 ネイチャーポジティブとカーボンニュートラルの同時実現に向けた再生可能エネルギー推進技術等の評価・実証事業」が先進事例になるものと考えており、このような実証事業を参考として、事業とネイチャーポジティブとのシナジーを最大化しつつ、発生するトレードオフを技術的政策により極力解消していく考えです。
2-2	13	表2.2-1 風力発電機の概要	1次	①バードストライクやバットストライクの発生を防止するために、カットイン風速やフェザリングを遠隔操作できる機種を選定が望ましいと考えられますが、現時点で、このような機種を選定する見込みについてご教示ください。 ②最高高さ、ローター直径及び地表からブレード下端までの高さの検討においては、今後、鳥類やコウモリ類など野生動物の飛翔高度を調査の上、バードストライクやバットストライク等を防止する観点も加味した上で検討されるものかご教示ください。 ③ギアレスの風車等、騒音対策を施した機種を選定する見込みについてご教示ください。	①カットイン風速やフェザリングを遠隔操作することが可能な機種の中から選定する見込みとなります。 ②ご指摘のとおり、準備書段階において、適切に調査、予測及び評価を行い、鳥類やコウモリ類に対し重大な影響が考えられる場合には、風力発電機の規模を縮小する等、事業計画の見直しを検討いたします。 ③ギアレスの風車やその他の低騒音モードなどのオプションがある機種の中から選定する見込みとなります。
2-3	14	工. 緑化	1次	①緑化について、「種子吹付による緑化を図る」とことされ、また、「在来種を考慮して検討を行う」とありますが、在来種の種子を用いる場合においても産地が重要であり、遺伝子汚染を防ぐ観点から、基本的に在来種を用いた復元緑化を行うこととし、国内他地域産の種子や外国で生産された在来種の種子は使用を控えるのが望ましく、工事区域における表土取り置きも有効であると考えます。 これらを踏まえ、外来種を用いなければならなくなる事態となる想定がありましたら、そのことについて詳細をご教示いただくとともに、用いる可能性のある外来種（国内外来種を含む。）とその外来種が侵略的な種ではないことの根拠や、外来種の拡散防止対策についても併せてご教示ください。 ②配慮書において、緑化に使用する種や産地について「方法書の段階において許可権者や専門家からのヒアリングをもとに種苗選定等の方針をお示しいたします。」と回答がありましたが、そのような記載がないので、現在の状況をご教示ください。	①②緑化に使用する種については、関係機関と協議の上、早期緑化できる種を採用する予定です。方法書以降の段階において許可権者や専門家からのヒアリングをもとに種苗選定等の方針をお示しする旨回答いたしました。が、現時点ではヒアリングの実施には至っておらず、具体的にどのような種を利用するかの詳細な検討が終わっていないため、種苗選定等の方針については準備書にて記載いたします。なお、現状在来種を用いた緑化を基本に検討しており、外来種（国内外来種を含む。）を用いなければならなくなる事態を想定しておりません。今後の検討において外来種を用いなければならぬ事態が想定される場合は準備書に記載いたします。
追加 2-10	14 16	(2) 工事に関する事項 (4) その他 ① 工事中の排水に関する事項	1次 2次	風力発電施設や工事用道路等の具体的な位置が決定した段階で、工事中の濁水等について、河川管理者と打合せしてください。	ご指摘のとおり、風力発電施設や工事用道路等の具体的な位置が決定した段階で、工事中の濁水等について、河川管理者と打合せいたします。
2-4	14	(3) 交通に関する事項	1次	「その他の工事用資材等の運搬車両（コンクリートミキサー車等）については、小平町及び留萌市内のほか沼田町方面からの運搬の可能性も踏まえ、深川留萌自動車道等の既存道路を經由し、対象事業実施区域に至る経路を想定している」とのことですが、利用を想定している生コン工場がありましたら、その場所についてお示しください。	現段階で明確に利用を想定している生コン工場はございません。生コン工場の場所については準備書に記載いたします。
2-5	15	図2.2-6 風力発電機等の大型資材等の搬出入ルート	1次	その他の工事用資材の搬出入ルートに関し、一般国道232・239号について、現在想定されているルートより北側のルートを使用する可能性はないのでしょうか。事業者の見解をご教示ください。	一般国道232・239号について、想定しているルートより北側のルートは現状使用する想定はしておりません。今後の検討状況によって使用が想定される場合は準備書に具体的なルートを含め記載いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-6	16	① 工事中の排水に関する事項	1次	車両洗浄は対象事業実施区域内で行うのでしょうか。この場合、車両洗浄により生じた排水の処理方法をお示ください。 また、車両洗浄による排水について、外来植物の種子が付着している可能性があります。現地で排水に混じった種子が芽吹かないよう配慮されるものかご教示ください。	事業実施区域内にて付着した泥土については、場外に持ち出さないように工事車両のタイヤの洗浄を行う事は想定されます。その際の排水は、場内に設ける沈砂池に流入するように排水計画を行います。 また、コンクリート打設後の車両や機材に付着したセメントを洗浄しますが、その洗浄水はプラント工場への持ち帰りすることといたします。その他の事業実施区域外から持ち込まれる恐れのある外来植物に対する具体的な対策については今後検討し準備書に記載いたします。
2-7	16	② 土地利用に関する事項 ③ 残土に関する事項	1次	①「発電所に係る環境影響評価の手引」において、記載することとされている盛土量、切土量及び樹木伐採面積に係る想定についてご教示ください。 ②極力残土が発生しないように努めるほか、対象事業実施区域内での処理が困難であると判断した場合には、対象事業実施区域外での適切な処理を検討することですが、残土が発生した場合は対象事業実施区域内に土捨て場を設置する可能性もあるのでしょうか。p.327において「残土の発生量（場外搬出量）」と記載されていることから、切り土・盛り土で均衡が図れず、残土が生じた場合には場外での搬出を予定しているのでしょうか。残土が発生した場合の残土の処分方法の予定（検討中である場合にはその旨）についてご教示ください。	①現在、現地調査を実施中であり、引き続き現地調査及び設計を行い、基本設計完了後に、関係機関と事前協議を行ってまいります。 今後の協議内容を踏まえたうえで発電所に係る環境影響評価の手引」において、記載することとされている盛土量、切土量及び樹木伐採面積に係る想定について算定し準備書段階でお示しいたします。 ②詳細な残土の処理方法については現在検討中ですが、対象事業実施区域内外に関わらず、地域の皆様など関係者の理解が必要になりますので、関係者への事前説明を丁寧に行い、水質への影響、災害防止等の観点から許可権者との協議を密に実施し残土処理方法についての検討を進めてまいります。
			2次	当該ページに「改変や伐採を可能な限り縮小するよう検討する」と記載されていますが、改変や伐採を回避することを検討している基準（胸高直径、営巣木、希少植物の生育の確認等）がありましたら、現時点の検討内容で構いませんのでご教示ください。	現時点では検討している基準（胸高直径、営巣木、希少植物の生育の確認等）はなく、今後の現地調査結果等を踏まえて精査していく考えです。
2-8	22	図2.2-10 (2) 事業実施想定区域北西側の除外	1次	保安林の区域の内、対象事業実施区域から除外しなかつた区域における改変行為によって、保安林（土砂流出防備保安林及び水源かん養保安林）の機能低下による影響が生じないよう、どのような対応を検討されているかご教示ください。	保安林は水源涵養や土砂災害の防止等、生活環境の保全機能を維持するために必要なものであり、対象事業実施区域内で保安林の改変が必要になった場合には、それらの機能の低下をさせないように、関係機関の指導を仰ぎ、検討してまいります。
			2次	1次回答において、「保安林の改変が必要になった場合」とされていますが、今後、風力発電機の設置位置等の土地改変区域の検討に当たり、保安林については、改変の回避を優先的に検討されると考えてよろしいでしょうか。	改変の回避について優先的に検討いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-9	24	図2.2-11 河川、沢筋等 の除外	1次	①配慮書段階では、小平町の水道所管部局、農業団体及び漁業団体との調整に関し、「農業団体へは事業計画概要の説明は実施しており、特段コメントはありませんでした。なお、今後の環境調査及び許認可などの状況に応じて協議を行う予定」であるとのことをご回答をいただいておりますが、河川への影響の観点から除外範囲を検討するにあたり、これらの機関等と調整をされたかについて、ご教示ください。 また、調整された場合には、確認された意見等の反映状況についても、ご教示ください。 ②対象事業実施区域内に河川が存在していますが、配慮書段階と同様、河川の直接的な変更は想定していないとの認識でよろしいでしょうか。	①方法書段階において、各関係機関に対し事業地域の絞り込みについての説明は実施しておりません。今後の準備書段階において、専門家等のご意見を踏まえたうえで適切に現地調査を実施し、その結果を踏まえた上でヒアリングを実施し、密に意見交換を行います。 ②河川については直接変更を行わないものの、その周囲については工事等の変更を行う可能性があるため、現時点においては対象事業実施区域に含めております。今後の環境調査や事業性等を勘案した上で事業計画を策定するにあたり、河川の除外を含め、対象事業実施区域及びその周囲の河川への濁水の影響に配慮した事業計画を検討いたします。
			2次	①1次回答①について、事業計画を検討するに当たり、水質への影響の観点から、具体的にどのような事項についてヒアリングすることを想定されているのか、そのように考える理由も含め、事業者の見解をご教示ください。 ②1次回答②について、対象事業実施区域に普通河川が含まれることから、河川への影響が想定される場合は変更区域からの除外を検討してください。	①現時点では変更範囲を含む事業計画が未確定であるため、準備書以降において、本事業に伴う調査、予測及び評価の結果を説明の上、必要と考えられる環境保全措置等について擦り合わせていく考えです。 ②準備書以降において、対象事業実施区域から普通河川を除外することと致します。

3. 「第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-1	25	第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況	1次	関係市町村は、小平町及び留明市とされていますが、図6.2-17景観の調査地点（主要な眺望点、主要な眺望景観）（p.322）によると、苫前町も対象事業実施区域から10.9kmの範囲に含まれています。 このため、苫前町が関係市町村に該当するかについて、どのような検討をされたのかをご教示ください。	配慮書段階において、苫前町に対し本事業計画等に関するご説明を致しましたが、町内に多数の風力発電機が設置されていること、距離が離れていることから、景観等への影響は少なく、関係市町村として除外しても問題ないとの判断を受けました。 なお、方法書作成時の検討につきましては、対象事業実施区域の絞り込みにより配慮書時に比べて苫前町の影響低減がなされていることから、配慮書時のヒアリング結果も踏まえて関係市町村から除外しております。
3-2	42 43	図3.1-8 地すべり地形 分布	1次	①地すべり地形が対象事業実施区域内に存在します。 1)配慮書段階では「詳細な地盤測量等を踏まえ、地すべりリスクの高い範囲の直接変更を避ける等、検討を進め」とされましたが、この対応は変わりないという認識でよろしいでしょうか。 2)配慮書段階では「地すべりリスクの高い範囲の直接変更を避ける等の検討において、関係機関や専門家等との協議・ヒアリング等は行う予定」とされましたが、対象事業実施区域や風力発電機の設置検討範囲を設定するにあたり、どのような対応をされたのかをご教示ください。 ②地すべりリスクの高い範囲を変更区域から除外することに関する検討結果は準備書段階で示されるのか、ご教示ください。	① 1)ご指摘のとおり、今後の詳細な風力発電機等の配置計画の検討にあたっては、詳細な地盤測量等を踏まえ、地すべりリスクの高い範囲の直接変更を避ける等、検討を進めてまいります。 2)方法書段階においては、風力発電機の設置予定範囲としてお示ししており、地すべりリスクに対する詳細なヒアリングは実施しておりませんが、準備書段階における詳細な風車の配置計画の検討にあたっては、専門家等のご意見を踏まえたうえで適切に現地調査を実施し、その結果を踏まえた上で、配置等について検討してまいります。 ②地すべりリスクの高い範囲を変更区域から除外することに関する検討結果は準備書段階においてお示しする予定です。
			2次	①1次回答①から、準備書では、詳細な地盤測量等を行い、関係機関や専門家等への詳細なヒアリング結果を踏まえた風車の配置計画が示されると考えてよろしいでしょうか。 ②地盤測量等の実施にあたっては、本方法書の第6章で示された環境影響調査を実施した上で、環境へ配慮した調査位置や調査時期を検討されることが望ましいのではないのでしょうか。事業者の見解をご教示ください。	①上記のとおり、準備書段階における詳細な風車の配置計画の検討にあたっては、専門家等のご意見を踏まえ適切に現地調査を実施し、その結果を踏まえた上で、配置等について検討準備書以降の図書に配置計画を示します。 ②現地の環境に配慮しながら、現地調査と並行して地盤測量等を進める考えです。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-3	48 49	図3.1-11(2) コウモリ生息 情報 図3.1-11(3) コウモリ分布	1次	ヒメホオヒゲコウモリ（道レッドリストNt）やヒナコウモリ（道レッドリストNt）など、対象事業実施区域周辺にコウモリの生息・分布が確認されていますが、こちらを受け、調査手法に反映した部分があればお示しください。	コウモリ調査において、ヒメホオヒゲコウモリについては林内を飛翔することを考慮し、林道、採餌場における捕獲調査、ヒナコウモリについては、高空を飛翔することを考慮し、高空飛翔調査A(2高さ)及び高空飛翔調査Bを実施し、各種の生息状況等を適切に把握できるよう検討いたしました。
3-4	50 ～ 61	イ.鳥類	1次	環境アセスメントデータベース（EADAS）センシティブティマップにおいて、オジロワシ及びオオワシの生息により注意喚起メッシュBとなっているほか、海ワシ類、オオハクチョウ、マガン、オオヒシクイの渡り経路やノスリの渡り経路（秋季）と重複しており、風力発電機の設置による影響が懸念されますが、これらを受け、調査手法に反映した部分があればお示しください。	希少猛禽類及び渡り鳥調査において、海岸線及び内陸側に広い範囲で定点観察調査地点を配置し、それに加えて移動観察を実施し、希少猛禽類の生息状況等を適切に把握できるよう検討いたしました。
			2次	p.50の表3.1-7に記載の天然記念物に指定されている鳥類について、その繁殖の確認調査及び生息状況調査、並びにバードストライク及び移動経路阻害の可能性に係る調査等について、専門家の助言等に基づき、適切かつ十分に行うとともに、専門家から追加・補足的な調査を要請された場合は適切に実施してください。これらの調査等に基づいて科学的なデータを提示し、事業計画が文化財保護法第125条第1項の保存に影響を及ぼす行為であるか否かの意見を専門家から聴取し、事業計画が保存に影響を及ぼす行為の場合は文化庁と協議してください。	天然記念物を含む鳥類について、専門家からの御助言も踏まえ適切に調査を実施いたします。その調査結果を踏まえ、事業計画が文化財保護法第125条第1項の保存に影響を及ぼす行為であるか否かについて、すなわち天然記念物鳥類へ重大な影響が生じるかどうかの観点も含めて準備書段階において専門家からの意見聴取をおこないます。また、事業計画が保存に影響を及ぼす行為の場合には文化庁と協議いたします。
3-5	97-98 102- 103	3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況 表3.1-19 対象事業実施区域及びその周辺の主要な眺望点の状況 表3.1-21 対象事業実施区域及びその周辺の人と自然との触れ合いの活動の場	1次	主要な眺望点及び人と自然とのふれあいの活動の場について、関係市町村へのヒアリングを実施したとのことですが、その概要についてご教示ください。	配慮書段階及び方法書段階において、小平町役場及び留萌市役所に対して、既存資料によりとりまとめた眺望点及び人と自然とのふれあいの活動の場以外で、地域住民から親しまれている場所等の有無についてヒアリングを実施しました。ヒアリングにより「船場公園（道の駅もい）」、「神居岩公園」を追加しました。
			2次	①地域の景観の保全を考える上では、風力発電機の位置・配置や意匠形態に配慮することのみならず、地域住民との間にどれだけ合意形成が図られているかが重要となります。風力発電設備の建設と周田景観の保全について、地域住民への積極的な情報提供や説明などにより、相互理解の促進に努めてください。また、周田との調和を図るために「北海道景観計画」、「北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン」を参考にし、事前相談を行うなど、景観法の届出の手続きが順調に行えるようにしてください。 ②「船場公園（道の駅もい）」を主要な眺望点として設定しなくてよいとした理由をご教示ください。 ③「船場公園（道の駅もい）」、「神居岩公園」は留萌市内の眺望点ですが、小平町役場からヒアリングで示された地点はなかったのでしょうか。	①周辺景観の保全に関しては、アセスメント手続きを通じた地域住民への情報提供や説明、手続き以外にも個別の説明を実施する事により、相互理解の促進に努めてまいります。また、景観法の届出に際しては、「北海道景観計画」、「北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン」を参考といたします。 ②当該地点及び周辺が可視領域に含まれなかったため、選定の対象としておりません。 ③ヒアリングの結果小平町から追加の地点提案はございませんでした。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 3-12	109	図3.2-2 土地利用基本 計画図	1次	<p>①事業実施想定区域は、農業地域及び森林地域と重複しています。土地利用基本計画図の変更がある場合は、所定の手続きが必要となりますので、留意願います。</p> <p>②農地法に基づく農地転用許可及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく開発行為許可については、以下のとおり配慮してください。 (農地法に基づく農地転用許可) 事業予定地が、農地法に規定する農地又採草放牧地である場合は、同法に基づく農地転用許可が必要であるため、当該地の現況地目について、農業委員会と十分調整願います。 (農振法に基づく開発行為許可) 事業予定地が、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域内である場合は、区域内での開発行為は規制されているので、市町村農振法担当部局と十分調整し、地域農業の振興に支障が生じないよう配慮願います。</p>	<p>①土地利用基本計画図の変更がある場合は関係者と協議のうえ所定の手続きを実施いたします。</p> <p>②農地法に基づく農地転用許可及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく開発行為許可については、記載いただいた内容に基づき関係者と協議のうえ適切に配慮し対応いたします。</p>
			2次	<p>③対象事業実施区域及びその周辺には、地域森林計画対象民有林があり、1haを超える開発行為(土地の形質を変更する行為)をする場合は、知事の許可を受ける必要があるので留明振興局産業振興部林務課と打合せしてください。 なお、次に該当する場合は、上記許可に際し、知事が北海道森林審議会に諮問し、答申を受ける必要があります。 (新規許可の場合の審議会諮問基準) ・開発行為に係る森林面積が10ha以上のもの。 ・開発行為に係る森林面積が10ha未満であって、全体計画の一部についての申請である場合は、全体計画の開発行為に係る森林面積が10ha以上のもの。 ・開発行為に係る森林の全部又は一部が、水資源保全地域にあるもの(最新の水資源保全地域については別途確認してください。)</p>	<p>③対象事業実施区域及びその周辺には地域森林計画対象民有林が含まれているため、1haを超える開発行為を行う際には留明振興局産業振興部林務課と協議し、各基準に配慮したうえで必要な手続きを適切に進めてまいります。</p>
3-6	111	(1) 河川及び湖沼の利用	1次	<p>①配慮書段階において、今後の方法書段階において、(一社)留明管内さけ・ます増殖事業協会と協議を実施する旨、ご回答いただいていたところですが、協議状況や今後の予定を教示ください。</p> <p>②「小平町内を流れる河川水は町内の農業用水として利用されている」とのことですが、取水地点の確認状況をご教示ください。 また、取水地点を把握されている場合には、取水地点及びその集水域が分かる図をお示しください。</p>	<p>①方法書段階において、小平町役場に対して、小平町内のさけますの稚魚放流事業の位置等についてのヒアリングを実施いたしました。今後、風力発電機の設置位置等事業計画の熟度が高まった時点で、(一社)留明管内さけ・ます増殖事業協会と協議を実施し、重大な影響が考えられる場合には、風力発電機の設置基数の変更等事業計画を検討してまいります。</p> <p>②方法書段階において、小平町役場に対して、小平町内における河川水の利水状況についてヒアリングを実施したところ、河川水は農業用水として利用されているが、取水位置については詳細に把握していない(資料がない)との回答がありました。</p>
			2次	<p>①1次回答①における「計画の熟度が高まった時点」とは、アセス手続のどの段階を想定されているかについて、ご教示ください。</p> <p>②1次回答②について、質問番号2-9の1次質問①に記載したとおり、配慮書段階で、農業団体へは事業計画概要の説明は実施しているとのことでしたが、方法書作成に当たり、農業用水の取水地点についてヒアリングを実施する必要はないと判断された理由をご教示ください。</p> <p>③対象事業実施区域の周辺に小平浄水場の取水地点(小平薬川)が存在するほか、当該取水地点の集水域(1次回答資料06-25関係)に対象事業実施区域や風力発電機の設置予定範囲が含まれるため、工事にあたっては水道事業者と事前に協議してください。</p> <p>④事業実施想定区域周辺にある小平薬川はさけます増殖河川のため、事業実施にあたっては(一社)留明管内さけ・ます増殖事業協会と事前に協議し、了承を得てください。</p>	<p>①準備書段階における調査、予測及び評価の結果を整理できた段階以降に実施すべきと考えております。</p> <p>②河川の利用につきましては、農業用水としての利用はあるものの、取水位置については対外的に共有できる形で整理されていないのではないかとコメントをいただいておりますため、詳細なヒアリングを行っておりませんが、今後の準備書段階における調査、予測及び評価の結果を踏まえヒアリングを実施し、意見交換を行ってまいります。</p> <p>③今後の準備書段階における調査、予測及び評価の結果を踏まえ、協議を行ってまいります。</p> <p>④今後の準備書段階における調査、予測及び評価の結果を踏まえ、(一社)留明管内さけ・ます増殖事業協会と協議を実施し、意見交換を行ってまいります。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-7	111	(2) 地下水の利用	1次	配慮書段階において、飲用の地下水井戸が事業実施想定区域内にないことは確認しているとのご回答をいただいておりますが、区域絞り込み後の対象事業実施区域の周辺（1km以内）には飲用の地下水井戸が存在するのでしょうか。	方法書段階において、小平町役場に対して、対象事業実施区域内の飲用井戸の分布の有無及び最寄りの井戸までの距離についてのヒアリングを実施したところ、対象事業実施区域内（富里、平和地区）に住所がある住民はいるが、井戸の有無、距離については回答を控えたい旨、ご回答がありました。
			2次	1次回答において、小平町から井戸の有無、距離については回答を控えたい旨、回答があったとのことですが、輸送路を含め土地の改変を行う場所から1kmの範囲内の飲用井戸の有無について、再度確認するとともに、飲用井戸が確認された場合は、水量・水質に影響を及ぼさないよう配慮を行ってください。	左記のとおり、改変範囲から1km範囲内の飲用井戸の有無については再度確認し、飲用井戸が確認された場合は、水質・水量に影響を及ぼさないように配慮いたします。
3-8	111	(3) 漁業権の設定状況	1次	対象事業実施区域の沿岸域において漁業権が設定されていることを踏まえ、方法書手続を実施するにあたり、関係する漁業協同組合等との協議や説明会の開催に係る情報提供について、どのような対応をされたのかについて、ご教示ください。	方法書段階において、説明会開催における周知については、北海道新聞、広報誌のほか、チラシの全戸配布等を実施し、開催情報が適切に周知されるよう取り組んでおります。 現地調査を実施する際は、調査前に事業概要を詳しく説明し、漁業権者の許諾を得たうえで進めます。なお、詳細の協議については、風力発電機の設置位置などの計画がより具体化し、事業の熟度が高まった段階で、関係する漁業協同組合等と実施いたします。
			2次	1次回答における「詳細の協議」とは、アセス手続のどの段階を想定されているのかについて、ご教示ください。 また、どのような観点から、どのような事項について協議が必要となる可能性があるかと想定されているのかについて、ご教示ください。	詳細な協議のタイミングとしては今後の準備書段階に設計内容の熟度が高まった段階を想定しております。 観点としては土木工事による水質への影響について協議が必要になる想定をしております。
3-9	117	図3.2-6 環境の保全についての配慮が特に必要な施設等の分布状況	1次	配慮書段階で、事業実施想定区域の外周から最も近接する住宅が約100mの距離にあることに対し、かなり近接していることから、十分な離隔をとるようにすべきではないかと指摘し、「今後の方法書段階における事業計画にあたっては、近接する住居から十分な離隔を確保できるよう、風力発電機や設置範囲や対象事業実施区域を検討してまいります。」と回答されました。 本図では、対象事業実施区域の外周から最も近接する住居等までの距離は、配慮書と同様、約100mとされていますが、どのような検討を行った結果、このような区域設定となったのかをご教示ください。	方法書段階においては、配慮書段階から引き続き輸送路の絞り込みについて検討したものの、尾根上へアクセスするルートを確認させるまでには至らず、配慮書段階と同様に広く事業地を設定したエリアも存在するため、対象事業実施区域に近接する住居等が存在しております。
			2次	①準備書で示す風力発電機の設置位置や土地改変区域の検討に当たり、周辺住居等との位置関係について、どのように検討することを想定されているのかについて、ご教示ください。 ②1次質問において「配慮書と同様、約100mとされていますが」としましたが、「配慮書よりも近距離の約10mとされていますが」の誤りでした。1次回答の内容には変わりはないと思われませんが、修正してお知らせします。	①今後の現地調査、予測及び評価の結果を踏まえ、可能な限り風力発電機の設置位置や土地の改変区域から離隔を確保できるよう、検討してまいります。 ②承知致しました。
追加 3-13	145 148	⑨ 保安林等の指定状況 図3.2-14(2) 保安林の指定状況	1次		
			2次	保安林に指定されている箇所を避けて計画し、やむを得ず保安林内での計画が必要な場合は、留萌振興局産業振興部林務課と速やかに打合せをしてください。 また、以下に該当する場合は、保安林の転用に係る解除に際し、知事が北海道森林審議会に諮問し、答申を受ける必要があります。 （保安林の転用に係る解除の場合の審議会の諮問基準） ※林野庁所管の保安林におけるものを除く。 1）転用に係る面積が1ha以上のもの。 2）転用に係る面積が1ha未満であって、次に該当するもの。 ・転用の目的、態様等からして、国土保全等に相当の影響を及ぼすと認められるもの。 ・森林審議会の諮問を要する林地開発行為の許可と一体となって、保安林の解除を要するもの。	保安林に指定されている箇所を極力避けて計画いたします。やむを得ず保安林内での計画が必要な場合は、留萌振興局産業振興部林務課と速やかに打合せを実施いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 3-14	148	図3.2-14 (2) 保安林の指定 状況	1次		
			2次	対象事業実施区域及びその周辺に水源かん養保安林が存在していますので、水資源の確保や水質保全のための適正な配慮を行ってください。	御指摘のとおり、水資源の確保や水質保全のための適正な配慮を行います。
3-10	156	図3.2-19 土砂災害警戒 区域等の指定 状況	1次	対象事業実施区域東部の一部が土砂災害警戒区域と重複しています。図書12ページをみると、既存林道を活用する区間となっていますが、重複部では、林道の拡幅といった改変がどの程度の規模で実施される可能性があるのか、ご教示ください。	土砂災害警戒区域と重複するエリアについては、現段階で具体的な工種等は未定であるため、今後の現地測量等や、関係機関との協議を踏まえ、詳細な工事計画を検討してまいります。
			2次	①「今後の現地測量等や、関係機関との協議を踏まえ、詳細な工事計画を検討してまいります。」とのことですが、改変規模は準備書で示されるといつ認識でよろしかったでしょうか。 ②土砂災害警戒区域について、風力発電設備や工事用道路などの具体的な位置が決定した段階で、留萌振興局留萌建設管理部と確認してください。	①改変規模については準備書にてお示しする考えです。 ②土砂災害警戒区域について、風力発電設備や工事用道路などの具体的な位置が決定した段階で、留萌振興局留萌建設管理部と協議を実施いたします。
3-11	156 158	図3.2-19 土砂災害警戒 区域等の指定 状況 図3.2-21山地 災害危険地区 の指定状況	1次	対象事業実施区域が、土砂災害警戒区域及び山地災害危険地区と重複しています。このため、対象事業実施区域について、国土防災に係る指定区域と重複しないように設定する必要はないと判断された理由をご教示ください。	土砂災害警戒区域及び山地災害危険地区と重複するエリアについては、現時点で具体的に土地の改変等の計画はなく、今後の工事計画の検討を踏まえ、当該範囲を除外する等、適切に取り扱ってまいります。

4. 「第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-1	223	表4.3.6-4 主要な眺望景 観の変化の程 度（視認可能 基数及び垂直 見込角）	1次		
			2次	前回の審議会におけるご回答の確認ですが、当該表のNo.10の寧楽神社とNo.11の達布地区活性化センターの垂直見込角等の情報が逆の記載となっているものと思われるので、正しい情報に修正した表をお示ください。 なお、修正部分はフォントをゴシック体にするなど、修正箇所が分かるよう、表記ください。	別添資料のとおり、修正後の表をお示しします。修正部分は下線部となります。

5. 「第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
5-1	239	表5.2-1 (2) 配慮書に対す る経済産業大 臣の意見と事 業者の見解	1次	土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、山地災害危険地区等が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である旨の経済産業大臣の意見を受け、「関係機関等と調整の上、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行う」旨の事業者の見解が記載されていますが、関係機関との協議状況や今後の協議予定について、ご教示ください。	現時点では、現地調査を実施中であり、関係機関との協議に必要な資料を作成中でございます。引き続き、現地調査及び設計を行い、基本設計を完了後、関係機関と事前協議を行ってまいります。協議内容を踏まえ、土砂や濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響について、適切に調査、予測及び評価を進めてまいります。
			2次	1次回答について確認ですが、本方法書の第6章で示された環境影響調査を開始する前に基本設計を完了し、関係機関と事前協議も行うと考えてよろしいでしょうか。	基本的に左記のとおりですが、基本設計完了前であっても関係機関等へのご相談や調整などは適宜実施いたします。

6. 「第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-1	246	表6.1-2 環境影響評価項目の選定	1次	<p>建設機械の稼働を要因とする窒素酸化物、粉じん等及び振動について選定されていませんが、発電所に係る環境影響評価の手引においては、「工事中道路等を改変する場合であって、かつ、当該工事場所の近傍に民家等が存在し、環境保全上の支障が生じることが予想される場合」には環境影響評価項目として設定するとされています。</p> <p>本事業では、対象事業実施区域及びその周辺に住居等が存在している(p.117)とされており、振動等による影響が懸念されますので、環境影響評価項目として選定する必要がないか、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>なお、発電所アセス省令第21条では、参考項目を勘案しつつ、特定対象事業特性及び特定対象地域特性に関する情報を踏まえ、環境影響評価の項目選定を行うとされていることを踏まえて、ご回答ください。</p> <p>また、環境影響評価項目として選定しない場合であっても、住居等への配慮として想定されている対応がありましたら、その内容をご教示ください。</p>	<p>本事業においては、風力発電機の設置予定範囲より最も近い住居等まで約1,100m程度の離隔があり、道路の拡幅等が想定される地点では最小限の重機を利用した一時的かつ短期間の工事であることから、窒素酸化物、粉じん等及び振動の影響は極めて小さいものと考えております。そのため、環境影響評価の項目としては選定しておりません。</p> <p>ただし、近接する地域住民からのご意見等は引き続き伺いながら工事計画を検討してまいります。</p>
6-2	250 ～ 266	6.2.1 専門家等へのヒアリング	1次	<p>コウモリ類を除く哺乳類、爬虫類及び両生類の専門家にヒアリングをしていませんが、調査手法や目撃種・痕跡等の同定に係る知見を十分にお持ちということでしょうか。</p> <p>また、調査を実施してみて同定ができなかった場合や過小評価が懸念される場合など、これら分類群に係る生息状況や事業による影響を十分に把握することができない可能性がある場合には、随時、専門家等にご相談される予定でしょうか。</p>	<p>本事業においては、地域特性の観点から、特に影響が考えられる分野において複数名のヒアリングを実施いたしました。コウモリ類を除く哺乳類、爬虫類及び両生類の調査手法については、地域により調査手法が大きく変わらぬものと考え、方法書段階ではヒアリングを行っておりません。</p> <p>また、今後の調査を実施して上で、同定ができなかった場合や過小評価が懸念される場合など、これら分類群に係る生息状況や事業による影響を十分に把握することができない可能性がある場合には、随時、専門家等にご意見を伺う想定です。</p>
			2次	<p>専門家等への意見に対し、事業者の対応として「左記の内容を踏まえ…検討した」との記載が見られますが、調査、予測及び評価の手法に反映したのかが確認ができない事項が1次質問で確認した内容のほか、下記のとおり複数ありますので、事業者の対応として検討した調査手法のどの部分に反映したのかが分かるよう具体的な内容をお示しください。また、調査手法等に反映していない場合については反映しなかった理由をお示しください。</p> <p>なお、回答いただいた内容等、専門家意見に係る事業者の対応については、準備書に掲載する方法書時点での専門家等へのヒアリングの内容のページに反映してください。</p> <p>(専門家等の意見への事業者の対応が確認されていない事項)</p> <p>①p.250：コウモリの捕獲調査は天候等条件の良い日に実施するか。</p> <p>②p.251：バットディテクター調査において、高さ20m以下、日没から30分程度以内で音声が合った場合の対応。</p> <p>③p.251：高空飛翔調査Bについて林床に虫が多く生息する場合は、大きな遮断板を設置するか。また、ポールを木に抱かせて設置する場合は、木にいる虫の音に注意してアルミボード等を用いるなど工夫を施して設置することの助言を受けているが、木に抱かせて設置する対応の可能性の有無と当該助言への対応。</p>	<p>事業者の見解、方法書への対応等の状況は以下のとおりです。</p> <p>①天候等条件の良い日に実施する計画です。</p> <p>②ご質問内容に記載の場合など、周辺にねぐらの存在の可能性が考えられた場合には、日中に踏査を行い、ねぐら位置の絞り込みを行い、その結果に応じて対応を検討いたします。</p> <p>③マイクの下に遮断板を設置する計画であり、マイクを設置するポールを木に抱かせて設置する計画ではございません。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-2	250 ～ 266	6.2.1 専門家等へのヒアリング	2次	<p>④p. 252：より多くの種を確認する意味でも、コウモリ類の捕獲調査位置は固定せず、春季は昆虫が多く生息する水辺、夏季は樹木がトンネル状になっている場所など、条件の良い場所を探索しながら選定するとよいとの助言を受け、p. 298に示される捕獲地点以外の地点でも捕獲調査を実施する可能性があるか。</p> <p>⑤p. 253：コウモリの定点調査地点について、1地点追加することが望ましいとの意見を受けた事業者の対応。</p> <p>⑥p. 253：ハイリスク種の活動量を高空飛翔調査で明らかにし、気象データとの関連性について詳細に解析し、対策に活用するとよいとの意見を受けた事業者の対応。</p> <p>⑦p. 254：バードストライク防止のため、赤色灯を先端に設置することが有効であるとの専門家意見を受けた事業者の対応。</p> <p>⑧p. 255：「山階鳥類研究所 バンディングステーション報告」にて、全国各地の渡り鳥のピークのグラフが公開されているため、参考にするとよいとの意見を受けた事業者の対応。</p> <p>⑨p. 255：サケが遡上する時期におけるオジロワシ、オオワシ等の行動を確認するとよいとの意見を受けた事業者の対応。</p> <p>⑩p. 256：クマガラは朝方、夕方にねぐらを出入りする際、高度Mを飛翔するため、トドマツ林の生育状況やクマガラの生息状況について適切に調査することとの意見を受けた事業者の対応。</p> <p>⑪p. 256：身体が大きき水鳥は高度Mを飛翔し、夜間についても飛翔するため、ICレコーダーやLEDライトで飛翔の時刻、高さ等を確認することを検討するとよいとの意見を受けた事業者の対応。</p> <p>⑫p. 256：ツグミ、アトリ、ヒワ等の渡りの際、大群を成す種については衝突確率を算出することが望ましいとの意見を受けた事業者の対応。</p> <p>⑬p. 257：「シードトラップ底面のフンをポリカップで採取する。排フンは林内下層～上層植生まで捉えるとよい。」との意見を受けているが糞による調査は行うか。</p> <p>⑭p. 258：「一般鳥類の渡り鳥調査において、風力発電機の設置予定地付近へのアクセスが困難な場合は、限定的なデータにはなるが、ICレコーダーを設置し、音声データを記録するとよい。」との意見を受けた事業者の対応。</p> <p>⑮p. 258：渡り鳥調査結果と風況など気象条件の比較検証を行うか。</p> <p>⑯p. 258：「飛翔トレース図の矢印の始点及び終点について、林内から出現したのか、降りたのか、通過したのか等の情報が必要であり、可能な限り記録すべきである。飛行トレースを見失っている部分については、見えなかった旨を明記し、推測される経路のうち安全側にたって飛行トレースを延長する等で対応するとよい。」との意見を受けた事業者の対応。</p>	<p>④専門家からのご指摘を踏まえ、コウモリの捕獲調査地点はその他の調査結果に応じて変更または追加する方針です。</p> <p>⑤当初、高空飛翔調査Bの調査地点は4地点を検討しておりましたが、専門家からのご指摘を踏まえ5地点に増やしております。</p> <p>⑥ご指摘を踏まえ、風況データを用いた解析を行い、対策に活用していく考えです。</p> <p>⑦現時点で左記の保全措置の導入検討はしておりませんが、今後の調査、予測及び評価の結果、また、準備書以降における有識者の御助言を踏まえ検討してまいります。</p> <p>⑧調査時期の設定において参考としております。</p> <p>⑨特にサケ遡上期（9～1月頃）においては、オジロワシやオオワシ等の行動に留意しながら実施致します。</p> <p>⑩任意観察等による朝方や夕方の時間帯における調査のほか、営巣木やねぐら木の確認にも留意し、更に補足的にICレコーダーを設置することで、クマガラの行動把握に努めます。</p> <p>⑪夜間に風力発電機の配置が想定される尾根線上へアクセスすることが困難なことから、LEDライトを用いた調査の実施は検討しておりませんが、ICレコーダーを用いた調査については検討しております。</p> <p>⑫準備書段階において調査結果を元に専門家にヒアリングを実施し、解析方法等を含め検討致します。</p> <p>⑬調査の実施事例が少なく、予測及び評価における取り扱いが困難なため、実施する予定はございません。</p> <p>⑭一般鳥類の夜間調査でICレコーダーの設置を予定しておりますので、渡り調査結果に活用可能なデータが得られた場合には反映する様に致します。</p> <p>⑮渡り鳥調査結果と風況との比較検証を行う予定です。</p> <p>⑯飛翔トレースの終点については、林内消失とそれ以外で区別するようしております。渡りの確認のうち、猛禽類やガン類、ハクチョウ類では、飛翔トレースを見失っている部分を補足する等により、安全側にたって予測評価を実施致します。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-2	250 ～ 266	6.2.1 専門家等へのヒアリング	2次	<p>①p. 262：沢筋は小規模のものほど濁水の影響を受けやすいため、沢筋の規模についても確認することとの意見を受けた事業者の対応。</p> <p>⑩p. 264：「樹林が繁茂している環境より、開けていて林床に日光が差し込むような環境の方が好まれるため、昆虫類に対する措置としてはトドマツ林等の植林より、草地環境の維持の方が望ましい。」との意見を受けた事業者の対応。</p> <p>⑨p. 265：ヒメギフチョウの調査を実施する場合、計画地東側を中心とし、5月中旬頃に成虫及び卵の調査を実施するとよいとの意見を受けた事業者の対応。</p> <p>⑳p. 266：現時点で重要でない群落においても、今後遷移が進むことで重要な群落になる場合もあるため、現時点で重要ではないことを理由に伐採することは望ましくないと意見に対する事業者見解。</p> <p>㉑p. 266：「可能であれば、毎木調査等で稚樹の有無等を確認することにより、群落の将来の重要性がある程度予測できる。」との意見を受けた事業者の対応。</p> <p>㉒このほか、専門家からの意見を踏まえた対応や見解があれば、回答してください。</p>	<p>①二ホンザリガニ調査等の際に、沢筋の規模についても確認いたします。</p> <p>⑩準備書以降の環境保全措置の検討において、参考とする考えです。</p> <p>⑨5月に昆虫類調査を実施する予定はございませんが、ヒメギフチョウの確認は、植物相の早春季調査（5月）時に、食草であるオクエゾサイシンと併せて把握する考えです。</p> <p>⑳「二次林」における植生調査時には、「二次林（自然林に近いもの）」との区分の他、今後の遷移の進行についても留意しながら調査を実施致します。</p> <p>㉑「二次林」における植生調査時には、稚樹の有無についても把握致します。</p> <p>㉒特段御座いません。</p>
6-3	250 ～ 252	表6.2-1 専門家等への意見聴取の内容【コウモリ】専門家A	1次	<p>①コウモリ類の専門家から「連続調査をする旨を分かりやすく記載すること」との意見を受けていますが、調査手法のどの部分に反映されているのか、具体的な内容をご教示ください。</p> <p>②コウモリ類の専門家から「任意調査のルートとして、河川に沿って北東側～南側～北西側など、アクセスが可能な範囲で対象事業実施区域周辺を周回するようなルートで3時間程度実施するとよい。」「ドライバーの休憩も兼ね、30分に1回程度定点観察を実施するとよい」との意見を受けていますが、p. 292に示される「バットディテクター（任意踏査）」の調査時間帯は日没後から2時間程度とされています。2時間程度と設定した根拠についてご教示ください。</p> <p>③反射板・遮断版を設置して下方向からの音の遮断に努めるとよい旨の意見を受けていますが、高空飛翔調査A及びBにおいて反射板は設置されるのでしょうか。</p>	<p>①専門家ヒアリング前段階の図書において、高空飛翔調査A及びBの調査手法として、設置作業を努力量として記載していたため、バッドディテクターの設置期間及び連続設置である旨を記載するよう修正いたしました。</p> <p>②任意踏査において、ルートの距離等を考慮し2時間と設定しておりますが、多数の飛翔が確認される場合などについては、定点観察の実施や調査時間を延長する等状況に応じて対応してまいります。</p> <p>③高空飛翔調査Aでは、50m高さに設置されているマイクにおいて、下方向からの音を遮断する反射板を設置します。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-4	253	表6.2-1 専門家等への 意見聴取の内容 【コウモリ】 専門家B	1次	現地調査手法について、車両によるバットディテクターの任意踏査に対し、疑問を持つ旨の意見があります。 p.292には飛翔方向に留意する旨の記載がありますが、風力発電機の設置予定範囲から1km以上離れた踏査ルートからの飛翔方向をどのように予測に活用する予定なのか読み取れないので、こちらに対する事業者の見解を具体的にご教示ください。	車両による任意踏査については、有識者により意見が必ずしも一致していないため、調査結果を精査した上で、改めて準備書段階でヒアリングを実施し、当該地域に生息するコウモリ類に関する補足データとする等、扱いを検討いたします。
			2次	車両によるバットディテクターにより得たデータは当該地域に生息するコウモリ類に関する補足データとする等、扱いを検討することですが、本調査を除く他のコウモリ類の調査のみで、対象事業実施区域及びその周辺の生息状況や飛翔高度・頻度など、予測評価に必要な情報を把握することは可能なでしょうか。車両によるバットディテクター調査が補足的な調査となっても支障はないか、事業者の見解をご教示ください。	高空飛翔調査A、Bは、バットディテクター（フルスペクトラム）を調査期間中連続設置する計画ですので、車両によるバットディテクター調査が補足的な調査となった場合にも支障はなく、予測評価に必要な情報を把握することは可能と考えております。
6-5	254 ～ 257	表6.2-1 専門家等への 意見聴取の内容 【鳥類生態学】 専門家C	1次	①風力発電機のカットイン風速に関する意見（p.254の・3つ目）を踏まえ、8～9月の中旬にかけて天気が良い日に限り、カットイン風速を5m以上に設定することを検討する必要があると考えますが、事業者の見解をご教示ください。 ②風況ポールに設置したバッドディテクターのカウント数と事後の衝突数について、必ずしも相関するとは限らず、また、バッドディテクターで正確に感知できない種もいる可能性があるため、赤外線ビデオカメラやLEDライトでの同時測定をすることを検討するとよいとの専門家の意見がありますが（p.255の下端）、これを受け、検討した結果をご教示ください。 ③渡り鳥の調査法として帯状区画法の実施が望ましい旨の意見がありますが（p.256の・3つ目）、本図書の調査手法に追加する必要はないか、事業者の見解をご教示ください。 また、一般鳥類の調査及び生態系の繁殖期のカラ類の調査では、なわばり記図法の実施が望ましい旨の意見がありますが（p.256の最後の・及びp.257の・2つ目）、鳥類の調査や生態系の典型性注目種の調査手法に追加する必要はないか、それぞれご教示ください。	①ご指摘のとおり、現地調査を適切に実施し、重大な影響が考えられる場合においては、カットイン風速を5m以上に設定するよう検討してまいります。 ②左記については、高空飛翔調査Aに加えてBの調査を追加したほか、任意踏査や目撃フィールドサイン、捕獲調査を適切に実施することで、可能な限り精度の高い調査結果がえられるよう検討しました。 ③帯状区画法については、主に小鳥類の渡りを想定されておりますが、風力発電機の配置が想定される尾根線上での調査が困難であること、帯状区画を設定する位置により結果が異なること等から、調査結果を予測及び評価へ反映し難いと考えられるため、方法書に記載した定点調査により、小鳥以外の水鳥や猛禽類を含め当該地域の渡りの状況を網羅的に把握することとしております。また、なわばり記図法については、一般鳥類の調査によりカラ類の生息状況を把握する考えですが、調査結果に応じデータの不足が考えられる場合には、追加的ななわばり記図法の調査を実施いたします。
			2次	①1次質問①でいう「重大な影響」は、どの程度の影響を考えているのか、現段階の想定で構いませんので、コウモリ類に対する影響の度合いを具体的にご教示ください。 ②1次質問③の「帯状区画法については、主に小鳥類の渡りを想定されておりますが、風力発電機の配置が想定される尾根線上での調査が困難である」について、どのような理由で尾根線上での調査が難しいのか、調査手法と尾根線上の環境を踏まえ具体的にご教示ください。	①具体的な内容は定められておりませんが、ハイリスク種が数多く確認される場合や、当該地域で希少種が多数確認される場合などを想定しております。 ②帯状区画法は、東西方向に500m、南北方向に100m程度が視認できる場所に調査地点を設定し、夜明け前後から日没前後までの時間に、南北方向に通過した鳥類を記録する調査方法ですが、調査の実施が困難である理由として、風力発電機の配置が想定される尾根線上は、シラカンバミズナラ群落やトドマツ植林が広がっており、東西方向を広く見通せる地点が確認できていないこと、林道が荒れており通常の車両では通行できず、夜明け前や日没後の移動時の安全を確保することが困難なことなどが挙げられます。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-6	258 259	表6.2-1 専門家等への 意見聴取の内容 【鳥類】 専門家D	1次	<p>①渡り鳥の渡来数や飛行経路については年度変化が大きい、可能であれば猛禽類同様に2期調査の実施が望ましい旨の意見がありますが(p.258の・5つ目)、この意見を受け、複数期の調査を実施する必要はないでしょうか。p.290では1年の春季と秋季の調査を計画されておりますが、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>②可能な範囲でレーザーやサーマルスコープによる調査を実施してはどうか、との意見がありますが(p.258の・6つ目)、そのような機器を活用する予定はあるのか、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>③生態系の項目に係るカラ類の餌資源量調査に関して、昆虫の幼虫の生息状況については、年度変化が大きい、調査する年によって結果が大きく異なる場合がある(p.259・3つ目)とされていますが、調査後に専門家に相談するなどして、平年の結果となっているか検証はされる予定か、ご教示ください。</p>	<p>①左記については猛禽類調査時において併せて渡りの状況を記録することにより、調査結果を補完する考えです。</p> <p>②夜間調査においては、可能な範囲でサーマルスコープなどの暗視機器を使用する考えです。</p> <p>③調査結果については、準備書段階において専門家にヒアリングを実施し、結果の妥当性について確認する想定です。</p>
			2次	<p>①1次回答①について、猛禽類調査時において併せて渡りの状況を記録することによって、見逃しなど猛禽類調査が不足することは考えられないでしょうか。</p> <p>②質問番号1-1にて、希少猛禽類のみ前倒し調査を開始していると回答がありましたが、その調査の際、渡りの状況は確認しているのか、ご教示ください。</p> <p>③1次回答②の「可能な範囲でサーマルスコープなどの暗視機器を使用する」について、可能な範囲との回答から暗視機器を使用できない場合も想定していることと思われそうですが、それはどのような場合なのかご教示ください。また、暗視機器により夜間鳥類のどのような情報を記録し、その情報をどのように解析に活用する予定なのか、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>④1次回答③について、カラ類の餌資源量調査に関するヒアリングは、鳥類のみではなく、昆虫類の専門家にもヒアリングを実施するという理解でよろしかったでしょうか。</p>	<p>①非常に多くの猛禽類、渡りが確認された場合には記録が困難なことが想定されますが、前倒し調査を行っております猛禽類調査時において、そのような支障は生じておりません。</p> <p>②渡りの状況についても確認しております。</p> <p>③前倒しで行っている猛禽類調査時にもヒグマを目撃していること等から、安全対策のため、夜間調査の一部は車内からの観察を想定しており、その場合にはサーマルスコープではガラス越しに観察することができないため、可能な範囲での使用を想定しております。サーマルスコープにより得られた調査結果については、種の判別については可能な範囲となりますが、それ以外に飛翔高度やルート等、目視確認した他のデータと同様に重要種や渡り鳥の確認日時や位置、個体数、飛翔高度を整理いたします。</p> <p>④ご指摘の内容で間違い御座いません。</p>
6-7	262	表6.2-1 専門家等への 意見聴取の内容【魚類・底生動物、昆虫類】 専門家F	1次	<p>イエローバントラップの実施を検討するとよいとの意見がありますが、この意見の背景としては、ライトトラップでは把握が困難な昼行性で放花性の飛翔性昆虫を捕獲し、生息状況を把握するためということでしょうか。また、イエローバントラップの実施に係る検討状況をご教示ください。</p>	<p>ご指摘のとおり、イエローバントラップについては訪花性の昆虫類を対象としておりますが、訪花昆虫含め昆虫類の生息状況については、任意採取、バイトラップ等において把握できるものと考えており、実施は検討しておりません。</p>
			2次	<p>①1次回答の内容について、飛翔性の訪花性昆虫については、バイトラップでは捕獲できないため生息状況を把握することは困難であり、また、任意採集による調査の場合、その把握は調査員の努力量に左右されるものと考えます。</p> <p>②イエローバントラップを用いることで飛翔性の訪花性昆虫を効率的に把握することが可能と考えますが、当該トラップを用いた調査を実施することについて、改めて事業者の見解を伺います。</p> <p>③ニホンザリガニ等の底生動物は濁水の影響を受けやすく、事業地周辺地域は集中的な豪雨が発生する地域であるため、改変による濁水流出に対し可能な限り措置を講じることの専門家意見がありますので、これらの底生動物への影響について、引き続き、専門家等から助言を得ながら調査し、影響を適切に予測評価していただきます。</p>	<p>①風力発電機の設定予定範囲は基本的にシラカンパミズナラ群落、トドマツ植林を主体としており、飛翔性の訪花性昆虫の主要な生息環境ではないものと考えておりますが、発電所の供用後における生息環境の変化を考慮し、参考として現時点における訪花性昆虫類の把握を目的として、イエローバントラップ調査の実施を検討致します。なお、参考として実施する調査の仕様等については今後の調査実施と並行して検討してまいります。</p> <p>②カラ類の主要な餌は訪花性昆虫類ではないため、活用は想定しておりません。</p> <p>③左記のとおり、現地調査によりニホンザリガニ等の生息状況や沢筋等の地形条件等を把握したうえで、適切に予測及び評価を行ってまいります。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-8	263 ～ 265	表6.2-1 専門家等への 意見聴取の内容 【昆虫類】 専門家G	1次	①ヒメギフチョウに関する既存資料の意見がありますが(p.263)、本資料は方法書作成時に参照しているでしょうか。 ②風力発電機への昆虫類の衝突に係る影響の把握方法について、専門家から情報が得られているようであれば、その内容をご教示ください。	①ご指摘のとおり、ヒメギフチョウに関する既存資料は方法書作成時に確認しております。 ②風力発電機への昆虫類の衝突に係る影響の把握方法等については助言をいただいております。
			2次	①1次質問②について、風車の設置予定場所の付近における吹上昆虫の捕獲調査について、引き続きご検討いただきたいと思います。 風況観測塔など、風車を設置する予定場所の高所にマレーストラップ等のネット状のトラップを設置する方法や尾根線上でのスウィーピング調査、もしくはドローンを用いた調査など、いくつかの手法が考えられるため、調査を試みていただき、風車ブレードに昆虫が衝突することによる環境影響について予測いただきたいと思いますと考えますが、事業者の見解についてご教示ください。 ②①について、影響の予測手法によって調査で得べきデータが変わってくる可能性があります、調査前にヒアリングする必要はないでしょうか。	①風況観測塔については、安全性の確保の観点などから、風を受けて吹上昆虫を捕獲するような規模の大きいトラップの設置は難しいものと考えております。このため、地形条件や採取高さ等の条件を考慮し、実施可能な尾根線上において吹上げられた昆虫をスウィーピング等で捕獲する調査について検討致します。 ②事前のヒアリングは検討しておらず、今後の調査結果（確認された種及び重要種の有無等）に応じてヒアリングを実施いたします。
6-9	266	表6.2-1 専門家等への 意見聴取の内容 【植物】 専門家H	1次	①早春季調査は実施することが望ましい、早春季の調査時期は結果に大きく影響する旨の意見があります。本図書の植物相の調査期間は5月からとなっておりますが、こちらは当該意見を反映したものとなっているという認識でよろしかったでしょうか。 ②複数に専門家ヒアリングすることを指摘されていますが、植物についてはこの専門家からのヒアリングのみとなっています。事業者対応は「専門家ヒアリングの内容を検討した」となっていますが、具体的にどのような検討をしたのかお示しください。	①本事業地域においては、積雪量が多く、雪解けの時期を考慮した調査月を記載しておりますが、専門家意見を踏まえたうえで実際の調査においては融雪期に合わせた早春季を含む調査の実施を計画しております。 ②ヒアリング結果に記載のとおり、専門知識が偏った有識者へヒアリングをせざるをえない場合には、複数の有識者へヒアリングするのが望ましいとされており、本件では調査内容について網羅的に御助言をいただける有識者へヒアリングを実施していることから、このヒアリング結果のみとなっております。
			2次	1次回答②について、専門家から「近年研究分野が細分化される傾向にあるため、一人の有識者が、調査内容の全てについて適切に指摘できるとは限らない」とも述べており、特に、鳥類、昆虫類、植物については、重要種の多さやその多様性からこの傾向が強いことが懸念されるため、準備書段階でのヒアリングについては、複数名の専門家へのヒアリングについて十分に検討いただくよう、よろしく申し上げます。	左記のとおり、専門家へのヒアリングについては各分類群に応じて複数名への実施を行う考えです。
6-10	267	6.2.3 選定の理由	1次	「累積的影響については、今後の現地調査、予測及び評価の結果や周辺他事業の状況を踏まえて適切に検討していく」との記載がありますが、各項目に係る検討結果は準備書に記載されるのでしょうか。	今後、現地調査結果や有識者ヒアリング、今後の周辺他事業の状況を踏まえ、累積的影響が考えられる場合には、準備書において検討結果を記載します
			2次	①今後どのような状況になった場合、累積的影響について調査するのが、具体的に教示ください。 ②他事業との累積的影響が懸念されるため、他の事業者と協議の上、景観への影響の低減を図っていただきたいと思いますと考えますが、今後の対応について伺います。	①②具体的な条件等は整理できておりませんが、本事業との累積的な影響が懸念される規模や範囲に風力発電事業が計画される場合において、検討いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-11	269 278	表6.2-2 表6.2-7 調査、予測 及び評価の手法 (騒音：工事 用資材等の搬 出入) (振動：工事 用資材等の搬 出入)	1次	5. 調査期間等 (1) 道路交通騒音 (振動) の状況の【現地調査】について、「平日及び土曜日の昼間 (6~22時) に各1回とする」と記載されていますが、 ①日曜・祝日は工事関係車両の出入りがないと解してよろしいでしょうか。 ②工事関係車両の実際の通行時間帯はどのように想定されているのかをご教示ください。 ③調査日はどのような条件を基に決定されるのかをご教示ください。	①現状の計画では日曜・祝日について工事関係車両の出入りはないものとしております。今後の検討状況で日曜・祝日での出入りが必要となった場合は準備書に記載いたします。 ②工事関係車両の実際の通行時間帯については、6~22時の範囲を基本として考えております。具体的な時間帯、今後の調査結果を踏まえ関係者と協議を重ねたうえで準備書に記載いたします。 ③交通量が多くなる年末年始、ゴールデンウィーク及びお盆を除く時期において、工事を実施する予定である平日及び土曜日に調査を実施します。
			2次	①1次回答①において、「日曜・祝日での出入りが必要となった場合は準備書に記載いたします。」とされていますが、日曜・祝日にも調査を実施し、その結果が準備書に記載されると考えてよろしいでしょうか。 ②1次質問③について、調査日の天気や気象状況について条件を設けられているか、また、設けられている場合にはその内容について、ご教示ください。	①現状は日曜・祝日について工事関係車両の出入りはないものと考えておりますため準備書に記載することは想定しておりません。今後の工事の変更により日曜・祝日の出入りが必要となった場合は調査を実施したうえでその結果を準備書に記載いたします。 ②好天時における実施を想定しております。
6-12	269	表6.2-2 調査、予測及 び評価の手法 (騒音：工事 用資材等の搬 出入)	1次	10. 評価の手法(2)において、「騒音に係る環境基準について」との整合が図られているかを検討されてはいますが、具体的にどのように評価するのかをご教示ください。	調査地点は類型の指定はございませんが、参考として、方法書p123 表3.2-16 騒音に係る環境基準 (幹線交通を担う道路に近接する空間) に記載した、昼間70dBとの比較を実施いたします。
			2次	表3.2-16 騒音に係る環境基準 (幹線交通を担う道路に近接する空間) に記載した、昼間70dBとの比較を実施することですが、質問番号6-13の1次回答①によると、沿道1の地点は、「港北小学校」の存在を踏まえて設定したとされています。このため、表3.2-14 騒音に係る環境基準 (一般基準) と比較することは検討されないのでしょうか。事業者の見解をご教示ください。	左記の教育施設については、工所用資材等の搬入車両の主要な走行ルート (一般国道232・239号) との離隔が確保されているものの、安全側の観点から、環境基準との比較により影響の程度を把握してまいります。なお、当該施設の周辺 (一級河川 (留萌川) を挟んだ対岸側) を通る一般国道232・239号は当該地域において交通量の多い幹線道路であることから、環境基準との比較は幹線道路の基準を用いる考えです。
6-13	270	表6.2-3 騒音及び振動 の調査地点の 設定根拠 (工 所用資材等の 搬出入)	1次	①沿道1について、環境保全配慮施設が存在する地点とされていますが、対象としている環境保全配慮施設の名称をご教示ください。 また、図3.2-6環境の保全についての配慮が特に必要な施設等の分布状況 (p.117) では、沿道1付近に住居等以外は確認されない理由をご教示ください。 ②沿道1の両側に環境基準の類型A及びBに指定されている地域があります (p.124) が、沿道1の地点を環境基準が設定されている地域に設定することは検討されなかったのでしょうか。環境基準の類型指定を確認した結果に対し、どのような検討を行い調査地点を設定されたのかをご教示ください。	①環境保全配慮施設としては「港北小学校」を想定しております。当該施設等への影響を把握するために地点を設けておりますが、道路条件 (傾斜、カーブ、信号) や付近を流れる河川等の影響を考慮し、図に示した沿道1の場を選定いたしました。 ②上記のとおり、左記のエリアは道路交通騒音、振動を把握する上で適していないため、図に示した沿道1の場を選定いたしました。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-14	271	図6.2-1 騒音、振動及び交通量調査地点	1次	一般道道苦前小平線の沿道にも住居等が確認されます(p.117)が、当該沿道に調査地点を設定する必要はないと判断された理由をご教示ください。 なお、表3.2-7自動車交通量調査結果(平日)(p.114)によると、当該道路の24時間自動車類交通量は59台(大型車13台、小型車46台)であることから、他の道路と工事関係車両の台数が同じであっても、他の道路に比べ工事関係車両の走行割合が大きくなるのが想定されることを踏まえてご回答ください。	騒音、振動の調査地点においては、町内の集落における代表的な地点を選定しており、一般道道苦前小平線についての影響は他の地点で補完できるものと考えております。また、環境騒音として、一般道道苦前小平線の沿道に調査地点を配置しており、騒音の状況を把握できるものと考えております。
			2次	1次回答において、「他の地点で補完できるものと考えております」とされていますが、具体的にどのような状況から、どの地点の調査により補完できているのかについて、ご教示ください。	一般道道苦前小平線については車線、路側帯等がなく、安全を確保できる調査地点が存在しない等の条件も含め、調査地点として設定しておりません。当該路線周辺の土地利用については、道路に沿って住居が点在しているほか、小平薬川及びその支流周辺が農地として広く利用されている状況であり、沿道3及び沿道4といった地点と概ね同様の環境を呈しており、これらの地点で騒音環境を代表できるものと考えております。なお、一般道道苦前小平線付近については、環境1や環境2の地点における調査結果を比較することにより、騒音環境の違いを比較し、必要に応じて予測に用いる現況値を補完できるものと考えております。
6-15	272 273	表6.2-4 調査、予測及び評価の手法 (騒音：建設機械の稼働)	1次	5.調査期間等の(1)環境騒音の状況について、平日及び土曜日の昼間(6~22時)の各1回とされていますが、調査日はどのような条件を基に決定されるのかをご教示ください。 その際、発電所に係る環境影響評価の手引において、「対象事業実施区域及びその周辺地域の実態に応じて適切な時期を選定し、1~4季について平日又は休日、或いはその両日に、建設機械が稼働する時間帯に1回調査する。」とされていることに対し、適切な調査期間が設定されていると判断される根拠をお示しください。	建設機械の稼働による騒音の評価は「騒音に係る環境基準について」と調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかを評価をするため、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」を参照しております。その中で、「騒音レベルの現地調査は「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」に示される測定方法により行う。」と記載されていることから「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」に基づき、平均的な状況となる期間の平日を選定いたします。なお、マニュアルにおいて、「一般地域」で対象とする騒音は、人間活動により発生する騒音であるとされており、「人間活動により発生する騒音」は、「工場・事業場騒音、生活道路における道路交通騒音、営業騒音、近隣生活騒音等である。」とされているため、本項目に関してはこの環境基準を利用することになりました。また、調査を行う季節について、夏季においては、虫の鳴き声による影響がある可能性を踏まえ、夏季及び休工である冬季を除く、春季又は秋季にて調査を実施予定です。 なお、現時点では、対象事業実施区域の周囲の保全対象家屋の周辺の主な騒音源が、川のせせらぎ音、風による音、木々の擦れる音等と想定されますので、春季及び秋季において、環境騒音による差はないと考えております。工事につきましては、土曜については工事を実施する可能性がございます。日曜・祝日については原則休工とする予定です。
			2次	1次質問について、調査日の天気や気象状況について条件を設けられているか、また、設けられている場合にはその内容について、ご教示ください。	天気予報を確認しつつ、荒天時を避けて調査を実施する考えです。
6-16	272 275 280	表6.2-4 表6.2-5 表6.2-8 調査、予測及び評価の手法 (騒音：建設機械の稼働) (騒音：施設の稼働) (超低周波音：施設の稼働)	1次	準備書において示される予測結果は、7.予測地域を対象として示されるのか、8.予測地点のみを対象として示されるのかをご教示ください。	予測結果(コンター図)については、予測地域を対象としてお示しする想定です。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-17	274 279	表6. 2-5 表6. 2-8 調査、予測及び評価の手法 (騒音：施設の稼働) (超低周波音：施設の稼働)	1次	5. 調査期間等の(1)騒音(超低周波音)の状況について、 ①騒音と超低周波音の調査期間を同一期間とするかについて、ご教示ください。 ②施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音の現地調査の期間は3日間×3時期(春季、夏季及び秋季)とされていますが、どのような条件を基に調査日を決定されるのかをご教示ください。	①調査期間は同一期間といたします。 ②調査日については、週間天気図等で風況や天気を確認しつつ、有効風速範囲における残留騒音の測定として有効な3日間を確保できる日に実施します。
6-18	276	図6. 2-2 騒音調査地点 (建設機械の稼働、施設の稼働)	1次	①対象事業実施区域の南側に位置する「外周からの最寄り住居(約0.01km)」(p.117)の付近に調査地点を設定する必要はないか、事業者の見解をご教示ください。 ②風況観測塔の高さを58.2mとされていますが、風力発電機のハブ高さを100~110m(p.13)とされているので、より高い位置で風況データを取得することについて、事業者の見解をご教示ください。	①当該エリアの付近には河川・水路があり、流水音による影響を受ける可能性があるため、周辺に配置した調査地点により、当該地域(農村集落)における代表的な騒音を把握する考えです。 ②風況観測につきましては風況観測塔での観測に加え、ドップラーライダーを用いてハブ高さに相当する100~110mの風況についても補充することができると考えております。
			2次	1次回答①について、「周辺に配置した調査地点」とは、どの調査地点を指すのかをご教示ください。また、具体的にどのような状況から、当該調査地点の結果により騒音の把握が可能であると判断されているのかをご教示ください。	当該エリアは道路沿いに住居が点在しているほか、広く農地として利用されている状況であり、土地利用の状況から、環境3や環境5といった地点で当該エリアの騒音環境を代表できるものと想定しております。
6-19	281	表6. 2-9 調査、予測及び評価の手法 (水質：造成等の施工による一時的な影響)	1次	2. 調査の基本的な手法 (1) 浮遊物質量の状況に記載がありませんが水温の記録は行われるでしょうか(発電所に係る環境影響評価の手引において、SSに係る調査の基本的な手法に、「なお、調査に当たっては、SSの濃度に関わりのある河川流量及び水温を記録する。」とあります。)	水温は記録いたします。
6-20	281	表6. 2-9 調査、予測及び評価の手法 (水質：造成等の施工による一時的な影響)	1次	4. 調査地点の(1)浮遊物質量の状況について、 ①発電所に係る環境影響評価の手引では、「調査地域のうち、排水の可能性のある流域毎に支流、水の流れる沢、利水状況及び予測手法等を考慮した適切な地点とする」と記載されていますが、利水状況をどのように考慮し、調査地点を設定されたのか、ご教示ください。 ②p. 282の表6. 2-10及びp. 283の図6. 2-3に示される調査地点の設定に係り、利水関係者(水道・さけます・農業)にヒアリングを実施しているか、ご教示ください。実施をしていない場合は今後の予定についてご教示ください。 なお、調査地点設定前のヒアリングだけでなく、設定した調査地点の妥当性についてのヒアリング状況も分かる回答としてください。	①対象事業実施区域周辺の利水の状況としては、南側を流れる小平薬川から上水や農業用水が取水されており、この小平薬川の支流(水質4~10)に調査地点を設定しました。 ②利水(水道・さけます・農業)については、小平町企画振興課様を窓口としてヒアリングを実施しており、方法書作成段階で意見等を伺い、調査地点の設定状況も含め、特段意見は頂いておりません。なお、左記の利水関係者に対しては、今後の現地調査及び予測の結果を踏まえ、協議を行ってまいります。
			2次	①1次回答①において、農業用水を取水している河川として、小平薬川のみを記載されていますが、方法書の111ページでは、「小平町内を流れる河川水は町内の農業用水として利用されている。」とのみ記載されており、質問番号3-6の1次回答②において、取水位置については詳細に把握していないとされています。このため、小平薬川以外の河川については、利水状況を考慮する必要はないと判断された理由をご教示ください。 また、小平薬川について、さけます増殖河川であることを考慮する必要はないと判断された理由をご教示ください。 ②1次回答②において、利水(水道・さけます・農業)については、小平町企画振興課を窓口としてヒアリングを実施したとのことですが、直接、所管窓口及び関係団体に利水状況や調査地点に係るヒアリングをしなくても不足はないでしょうか。調査実施後に利水関係者から利水状況を踏まえた調査地点に関する意見があった際には、調査地点の追加に係る検討が必要となること懸念されますので、調査実施前に利水者へのヒアリングを行う必要はないか、再検討いただくようお願いいたします。	①小平薬川や鬼泊川及びその支流を流れる河川水の利用があるものと把握した上で調査地点を設定しております。また、小平薬川の upstream ではサケの放流事業が行われていることを考慮した上で調査地点を設定しております。 ②調査地点については、方法書に示す対象事業実施区域及びその周辺における河川・沢での調査を基本とし、左記の利水に係る関係機関等については、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて、協議、意見交換を実施し、必要と考えられる追加的な環境保全措置等について擦り合わせていく考えです。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-21	281	表6.2-9 調査、予測及び評価の手法 (水質：造成等の施工による一時的な影響)	1次	4. 調査地点の(2)気象の状況について、区域周辺の気象観測所の資料を調査するとされていますが、第3章のp.25-27に記載の留明特別地域気象観測所及び達布地域気象観測所のデータを対象に調査すると理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、降水量等の気象データは留明特別地域気象観測所及び達布地域気象観測所のデータを用いる想定です。
6-22	281	表6.2-9 調査、予測及び評価の手法 (水質：造成等の施工による一時的な影響)	1次	5. 調査期間等の(1)浮遊物質量の【現地調査】について、 ①春季・夏季・秋季とは、それぞれ何月頃を想定されているかをご教示ください。 ②降雨時は2回以上行うこととされていますが、1回の降雨に対して2回以上の採水を計画されている(降雨時調査として、2回以上の降雨を対象に計画しているものではない)と解してよろしいでしょうか。また、1回の降雨に対し、どのようなタイミングで採水することを想定されているのか、計画どおり採水するためにどのような対応をとられるのかについて、ご教示ください。	①春季は4月～5月頃、夏季は7月～8月頃、秋季は10～11月頃の調査を想定しております。 ②降雨時の調査は、1回の降雨に対して2回以上の採水ではなく、1回の降雨に対して1回の採水、これを2回以上(複数回)実施する想定です。また、採水のタイミングについては、調査実施時までに降水量に係る気象予報を確認の上、十分な降雨があったのち、降雨による影響(流量等)が収まるまでの間に調査を実施いたします。
			2次	1次回答②について、発電所に係る環境影響評価の手引において、現地調査の調査期間等に関し、「降雨時は原則降雨状況に応じて2回以上の複数回が望ましい」とされている理由について、事業者の見解をご教示ください。 また、そのことを踏まえ、「十分な降雨があったのち、降雨による影響(流量等)が収まるまでの間に1回採水することを複数回実施することにより、適切な調査結果が得られると判断されている理由をご教示ください。	左記の複数回が望ましいとされている理由については、近年の雨の降り方が様々であり、雨や流量に対する応答特性を把握するためであると認識しております。本件では、1回の降雨で当該地域における降雨時の河川の状況を適切に把握するのは難しいと考えられることから、複数回に分けた調査の実施を想定しております。
6-23	281	表6.2-9 調査、予測及び評価の手法 (水質：造成等の施工による一時的な影響)	1次	5. 調査期間等の(3)土壌の状況及び(4)水象の状況については、現地調査を「適宜1回」行うとされていますが、適宜を記載した理由をご教示ください。 また、どのような時期に実施することを想定しているのかご教示ください。	適切な時期において調査を実施する意味で記載しております。土壌調査の時期については、積雪期を除く春季～秋季を想定しております。
6-24	282	表6.2-9 調査、予測及び評価の手法 (水質：造成等の施工による一時的な影響)	1次	9. 予測対象時期等について、「工事排水による浮遊物質量が最大となる時期」とは、具体的にどのような条件により決定されるかをご教示ください。	予測対象時期としては、造成工事等により裸地が生じる時期を想定し、予測条件として、工事区域で発生する濁水の浮遊物質量は既存文献を参考に高めめの値を設定する、土壌ごとに最も高い土砂の残留率を設定する、周辺の気象観測所の10年間で最も多い時間雨量を設定する等により、工事排水による浮遊物質量が最大となる時期の影響を予測する考えです。
6-25	283	図6.2-3 水質調査地点	1次	①本図に小平町上水道浄水場取水口の集水域を追加した図をお示しください。 ②発電所に係る環境影響評価の手引では、「調査地点は安全を考慮したうえで、出来る限り上流側に配置することが望ましい。」とされています。このため、水質1、2、3、4、6、7の各調査地点について、さらに上流側に配置することが可能であるかをどのように検討されたのか、ご教示ください。	①国土数値情報を基に想定される集水域を別添資料においてお示しいたします。 ②現地を踏査しながら調査地点を選定いたしました。現状の地点より上流側においてはアクセス可能な道は整備されておらず、樹木等の繁茂状況やヒグマ等による危険性の観点から、現状の調査地点を選定いたしました。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-26	286	表6.2-11 調査、予測及び評価の手法 (風車の影： 施設の稼働)	1次	10. 評価の手法において参考にしている海外の指針値について、①実際の気象条件等を考慮しない場合で、年間30時間かつ1日30分間を超えないこと、②実際の気象条件等を考慮する場合で、年間8時間を超えないこと、という2つの基準がありますが、両方の基準で評価されるのでしょうか。参考にする指針値の具体的な内容をお示しください。	左記のとおり、①及び②の基準に基づき評価する考えです。
			2次	①4. 調査地点について、対象事業実施区域から1.6kmの範囲内にある環境保全配慮施設及び住居等の軒数をそれぞれご教示ください。なお、配慮書時点から何軒減少したのかも併せてご回答ください。 ②1次質問の回答について、まず①の基準で評価し、これを上回る住居等があった場合は②の基準で評価するという理解でよろしいでしょうか。 また、その場合①の基準を満たすような風車配置とする方がより影響を低減できるものと考えられますが、そのような検討をするのか、事業者の見解を伺います。	①対象事業実施区域から1.6kmの範囲内にある環境保全配慮施設は1箇所（配慮書時より5箇所減）及び住居等は168軒（配慮書時より337軒減）になります。 ②左記のとおり評価及び検討をしていく考えです。
6-27	290	表6.2-12 調査、予測及び評価の手法 (動物： 造成等の施工による一時的な影響、地形 変化及び施設の存在、施設の稼働)	1次	秋季の渡り鳥の調査期間が9月から11月となっておりますが、この期間で文献調査で確認された渡りをする鳥類を網羅できる見込みでしょうか。 8月など、さらに早期に渡りを行う種がいる可能性はないか、事業者の見解をご教示ください。	一部8月などの早い時期に渡りを行う種が確認される可能性はあるものの、既存資料を基に地域特性を把握し、専門家にヒアリングを実施した上で調査時期を選定しており、当該地域における渡りの状況を適切に把握できるものと考えております。
			2次	現段階で早い時期に渡りを行う種が確認される可能性があるかとされているのならば、調査時期を見直す必要があるのではないのでしょうか。 1次回答を踏まえると、渡り鳥の見落としの可能性もあるようにも読めますが、現調査計画で早期に渡りを行う鳥類を把握できるとする理由をご教示ください。	一部の種で可能性として考えられるものであり、また、猛禽類調査は渡り鳥調査と同様の調査手法であることから、8月に渡るものがあれば猛禽類調査時において記録を行う考えです。
6-28	291	表6.2-12 調査、予測及び評価の手法 (動物： 造成等の施工による一時的な影響、地形 変化及び施設の存在、施設の稼働)	1次	6. 予測の基本的な手法で、鳥類の衝突については環境省のモデル等に基づき定量的に予測することが示されていますが、この場合、個々の風車だけではなく、事業区域全体についての推定結果が得られると思われま す。 したがって、準備書段階での風車の配置の検討に当たっては、対象事業実施区域及びその周辺の推定結果を踏まえ、配置を検討すべきであり、また、準備書では、この推定結果を地図上に示し、推定結果と風車の配置との関係を明らかにした上で、風車の配置の考え方を説明していただきたいと考えますが、今後の貴社の対応方針を回答願います。	ご指摘のとおり、風力発電機の詳細な配置については、対象事業実施区域及びその周辺の衝突確率の推定結果を踏まえて検討いたします。また、推定結果を図示し、風力発電機の配置計画との関係をお示しいたします。
6-29	292 293	表6.2-13 動物の調査方法及び内容	1次	「●日×▲季」の表記のある項目について、それぞれ連続した日で実施する予定か、それとも、なるべく異なる環境条件となるよう調査日を離す予定か、ご教示ください。	基本的には連続の調査を想定しております。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-30	292	表6. 2-13 動物の調査方法及び内容 哺乳類 (コウモリ類以外) トラップ法	1次	<p>①小型哺乳類捕獲調査については、墜落缶の設置数を一地点あたり（環境類型区分毎に）少なくとも20～30個とすることが望ましく、また、口径を大きくするよりも、一調査地点あたりの設置エリアを広くするとともに設置数を増やすことで、より良い調査につながる考えられます。</p> <p>本方法書においては、ネズミ類やトガリネズミ類の捕獲調査において、シャーマントラップを各20個及び墜落缶を20個設置すると記載されておりますが、調査に当たっては上記に留意願います。</p> <p>②墜落缶について、環境類型区分を網羅しているものと考えますが、調査地点が設定されていない区域北部（エゾイタヤーマズナラ群落（自然度9）の辺り）で実施する必要はないでしょうか。事業者の見解をご教示ください。</p> <p>③トラップ類は2晩設置とありますが、小型の哺乳類は飢餓に弱いことを考えると、回収時のみの確認とした場合は、対象種の大量死を引き起こす可能性も考えられますが、確認頻度についてどのように考えるか、あわせて伺います。</p>	<p>①左記の御指摘に留意し、調査を実施いたします。</p> <p>②エゾイタヤーマズナラ群落（自然度9）は改変を回避する計画であることから、調査地点は配置しておりません。</p> <p>③各地点とも回収時のみの確認ではなく、飢餓を考慮し毎日確認いたします。各地点の確認間隔は24時間前後で予定しております。</p>
			2次	<p>①1次回答①について、墜落缶は一地点あたり何個設置する予定としているのか、ご教示ください。</p> <p>②1次回答②について、改変を回避する計画であることを理由に墜落缶の調査地点を設定しないとのことですが、生態系の上位性注目種の調査にて、餌資源調査として哺乳類を調査対象としていることを踏まえ、改変の有無のみで調査地点を判断することで上位性注目種への影響の過小評価に繋がる可能性はないでしょうか。以上を踏まえ、改変の回避を予定しているエゾイタヤーマズナラ群落（自然度9）を調査地点とする必要はないか、改めて事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>①1地点あたり20個を予定しております。</p> <p>②1次回答で誤回答がございました。「エゾイタヤーマズナラ群落（自然度9）は改変を回避する計画であることから、調査地点は配置しておりません」と回答しましたが、エゾイタヤーマズナラ群落を対象とした調査地点として「T11」（p. 297）を設定しております。また、エゾイタヤーマズナラ群落（自然度9）は改変を回避する計画ですが、過小評価に繋がらないようにエゾイタヤーマズナラ群落にも調査地点（「T11」（p. 297））を設定し、小型哺乳類相の把握に努める計画です。</p>
6-31	292	表6. 2-13 動物の調査方法及び内容 哺乳類 (コウモリ類)	1次	<p>コウモリ類のバットディテクター調査について、機器の設置高度の記載がないので、設置高度及びマイクの方向をご教示ください。</p> <p>なお、高空飛翔調査Bの機器の設置高度については、専門家A及びBからそれぞれ異なる意見がありますので（専門家A：5～10m程度の高さ、専門家B：3～5m程度の高さ）、その意見をどのように参考としたのかを回答に記載してください。</p>	<p>高空飛翔調査Aについては50m（上向き）と20m（下向き）の2箇所に、Bは5m程度（上向き）として設置します。専門家それぞれの意見を考慮した高さとなるよう検討しております。</p>
6-32	292	表6. 2-13 動物の調査方法及び内容 鳥類 (一般鳥類)	1次	<p>①鳥類の調査について、ライセンスセンス及びポイントセンスの開始時刻である「早朝」は調査日の日の出時刻と解してよろしかったでしょうか。また、任意観察法の夜間調査の実施時間をご教示ください。</p> <p>②ライセンスセンス及びポイントセンスの調査員の人工をご教示ください。</p> <p>③ライセンスセンスについては調査時間帯を早朝から午前中とし、4ルート×4回×5季行うこととされていますが、当該4ルート×4回は、別日に行う可能性もあるのでしょうか。</p>	<p>①アクセスが悪く危険を伴うルートや地点を除き、1地点目の調査開始時刻は日の出時刻を想定しています。また、任意観察法の夜間調査は日没前から日没後3時間程度を想定しています。</p> <p>②ライセンスセンスが1季あたり2名×4日間程度、ポイントセンスが2名×6日間程度を想定しています。</p> <p>③基本的には同日中に実施し、ルートの整備状況に応じて別日に行う可能性もあると考えております。</p>
			2次	<p>1次回答①について、現状、アクセスが悪く危険を伴うルートはどの程度把握しているでしょうか。</p>	<p>風力発電機の配置が想定される尾根線上に設定したルート（L1、L2）及び地点（P2、P3、P4、P6、P7、P10）（p. 299）がアクセスが悪く危険を伴うルート及び地点となります。</p>
6-33	293	表6. 2-13 動物の調査方法及び内容 爬虫類 両生類	1次	<p>①生態系の項目におけるクマタカの餌資源のひとつとしてヘビ類が設定されていますが（p. 311）、記載の調査努力量（2名×5日×3季）で生息状況を把握できるのでしょうか。事業者の見解を伺います。</p> <p>②両生類の春の調査は5・6月で設定されていますが、エゾサンショウウオやエゾアカガエルの子成体の生息状況の確認のため、調査を卵塊が確認できる4月に行う必要はないか、事業者の見解を伺います。</p>	<p>①左記に記載した以外の調査時において確認できたヘビ類についても記録し、生息状況の把握に努めます。</p> <p>②左記についてはその年の積雪・融雪の状況も踏まえ、卵塊が確認できる適切な期間に調査を実施いたします。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-34	293	表6.2-13 動物の調査方法及び内容 昆虫類	1次	昆虫類の調査について、風力発電機の存在や尾根への建設による影響が懸念される飛翔性昆虫及び吹上昆虫についても調査を実施していただきたいのですが、事業者の見解を伺います。なお、調査を実施される場合は、ブレードの高さも含めて実施されるのかについても見解をお示しください。	有識者ヒアリングを実施しましたが、風力発電機の存在や稼働に伴う影響を把握するための具体的な調査手法については御助言をいただけておりません。このため方法書に記載した一般的な手法により把握していく考えです。また、今後の審査・指導において新たな調査手法等が示される場合には、必要に応じて調査を実施してまいります。
6-35	297 298 302 303 310	調査地点 (哺乳類、コウモリ類、爬虫類、両生類、昆虫類、植物)	1次	地形図上で車道のほか徒歩道もない区間がありますが、下草が茂る季節においても踏査が可能な見込みか、ご教示ください。	下草が茂る季節においても可能な限り踏査を実施いたします。
6-36	298	図6.2-7 哺乳類調査地点(コウモリ類)	1次	当該図の凡例の内、バットデテクター法(任意踏査)について、 ①ルートは図郭外へはみ出ているのでしょうか。ぎりぎりで見えているのでしょうか。はみ出ている場合は全体のルートが分かる図をお示しください。 ②北西のルートは地形図上、さらに奥の対象事業実施区域の北西部に車両で進入可能なように見えます。また、同区域北部にも車両で進入可能なルートが確認されます。区域北側からのコウモリの進入を予測するため、これらルートを追加する必要はないでしょうか。事業者の見解を伺います。	①ルートは図郭に収まる範囲を基本として把握する考えです。 ②左記で御指摘頂きましたルートはいずれも車両で進入不可能なルートとなっております。
6-37	299	図6.2-8 一般鳥類調査地点	1次	風力発電機の設置予定範囲の東部に調査地点が設定されていません。専門家からも同様の指摘がありますが、調査地点を追加する必要はないか、事業者の見解をご教示ください。	当該エリアは尾根線上に林道等が通っておらず、現地踏査(ラインセンサスにおける踏査)が困難なため、その他の調査地点にて当該地域の一般鳥類を整理する考えです。
			2次	①1次回答において、東側のエリアは尾根線上に林道等が通っていないため、ラインセンサスによる現地踏査が困難な状況であるとのことでしたが、哺乳類の調査については目撃・フィールドサイン法による調査等を実施する予定とされているため、ラインセンサスは困難であってもスポットセンサスであれば実施できるものと思われまます。 東側のエリアについても進入可能な時期における定量的な調査の実施に努めていただきたいと考えますが、事業者の見解についてご教示ください。 ②その他の調査地点における調査結果を用いて東部の鳥類の生息状況を整理することが可能と考える理由をご教示ください。	①東側のエリアにある林道は車の走行ができず、徒歩でアクセスするエリアとなっております。哺乳類等の調査では、調査開始時間が限定されませんが、調査時間帯が早朝等、ある程度限定される鳥類の定量調査は、調査に適した時間帯へのアクセスが困難なため、定量調査のルート及び地点を設定しておりません。 なお、「図6.2-8 一般鳥類調査地点」ではラインセンサス法のルートと重複し分かり難くなるためお示ししておりませんが、哺乳類等の調査で示しております目撃・フィールドサイン法の踏査ルート部分は、別添資料のとおり、一般鳥類の任意観察法において同様に調査致します。 ②東部のエリアの主な植生は、シラカンパーミズナラ群落やトドマツ植林であり、これらの環境を代表する定量調査地点を複数設けておりますので、これらの植生を利用している鳥類相の把握は可能なものと考えております。 なお、東部のエリアについても一般鳥類の任意観察法において調査致します。
6-38	300	図6.2-9 鳥類(希少猛禽類)調査地点	1次	①北西部の■は地点番号が付されていませんが、ST2でよろしいでしょうか。 ②対象事業実施区域西部の尾根沿いの山肌の可視領域が少なくなっています。海ワシ類への影響を考慮して海岸から離隔を取った区域設定としていますが、影響を適切に予測できるようにするためにも、地上視野が得られる調査地点を追加する必要はないでしょうか。	①ST2で間違い御座いません。 ②対象事業実施区域西部の尾根沿いはまとまった樹林となっており、樹上のとまりや樹冠付近での飛翔状況はST10や13により把握できる配置となっていることから、地点の追加は不要と考えております。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-39	301	図6. 2-9 鳥類（渡り鳥）調査地点	1次	対象事業実施区域の北側から中央部にかけて、現在の調査地点のみでは可視領域を網羅できていませんが、この範囲を網羅しなくても北から渡ってくる鳥類に対する影響を適切に把握できるのでしょうか。調査地点の追加の必要はないか、事業者の見解をご教示ください。	当該地域の渡りについては主に南北に通過ルートとなっており、現状の地点配置においても渡りの状況を適切に把握できるものと考えております。
追加 6-47	306	表6. 2-24 植物の調査方法及び内容	1次		
			2次	植物社会学的植生調査（コドラート法）の調査時期が夏季（7～9月）のみとなっておりますが、春に開花し、夏に確認できなくなる種を考慮し、春季にも調査を実施する必要はないか、事業者の見解をご教示ください。	植生調査の実施時期は、基本的には植物の出現しきった夏季が適期と考えておりますが、早春季や春季にも植物相調査を実施する計画ですので、現地での状況に応じて調査の実施を検討致します。
6-40	310	図6. 2-14 植物調査地点	1次	本踏査ルートにより改変を予定しているヤードや風力発電機設置予定箇所、新設道路などは踏査により網羅されると認識でよろしかったでしょうか。	左記のとおり、改変を予定しているヤードや風力発電機設置予定箇所、新設道路などのエリアを踏査により確認する考えです。
			2次	①1次回答の確認ですが、踏査により確認できなかった箇所は、改変区域に含まれないという認識でよろしかったでしょうか。 ②本図では、風力発電機の設置予定範囲の西端部及び北西部が一部踏査されないものとなっておりますが、踏査できない環境なのでしょうか。踏査できない環境ではないのであれば、希少な草本が生育している可能性があるので、踏査するべきと考えますが、現地状況及び事業者見解についてご教示ください。	①「踏査により確認できなかった箇所」については想定しておらず、改変を予定しているヤードや風力発電機設置予定箇所、新設道路などのエリアは踏査により網羅的に確認する考えです。 ②図面上、踏査ルートの表記が一部短くなっておりませんが、西端部及び北西部の一部についても踏査を行う計画です。
6-41	318	表6. 2-33 調査、予測及び評価の手法（景観：地形改変及び施設存在）	1次	①6. 調査期間等における「展葉期、紅葉期、落葉期、積雪期」はそれぞれ何月を想定しているのか、ご教示ください。 ②「積雪期は、一部の地点が閉鎖されるほか、積雪（または除雪）により写真撮影自体が困難である場合も想定されるため、写真撮影が可能な地点を対象とする」とあり、撮影の実施可否は調査年の降雪量にも依ると思われますが、現時点で撮影が困難と想定される地点がありましたら、その地点をご教示ください。	①明確な月を定めるのは難しく、特に紅葉期や落葉期は随時現地を確認しながら最適な期間を見定める考えです。 ②積雪により撮影が困難と想定される地点は、2. 望洋台キャンプ場、7. 海のふるさと館、8. 神居岩公園、9. 干望台、11. 礼受牧場、12. おびらしべ湖になります。
6-42	319	表6. 2-33 調査、予測及び評価の手法（景観：地形改変及び施設存在）	1次	10. 評価の手法について、「調査及び予測の結果に基づいて、景観に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討」することですが、地域住民や観光客等に対して、フォトモニターを提示したアンケート調査を実施される予定があるか、ご教示ください。	現時点でフォトモニターを提示したアンケートなどは想定しておらず、環境影響評価手続き（準備書段階における説明会）においてフォトモニターを提示するなど、適切に説明を行ってまいります。
			2次	①フォトモニター作成時は、風力発電所が視認しやすい晴天の日を想定して作成するとともに、眺望点やゾーニング区分毎に四季（春季・夏期・秋期・冬期）を通して、人が見た印象に近いとされる焦点距離50mm（35mmフィルム換算）で撮影した写真で複数枚作成してください。 ②準備書段階ではある程度風車配置が固まっているものと想定されますが、説明会で景観に対する意見が出された場合、その意見はどのように反映されるのか、ご教示ください。 ③配慮書時点の予測評価（p. 219～p. 224）において、風力発電機が全高190mと仮定した場合の垂直見込角が表4. 3. 6-4のとおり掲載されており、また、質問番号6-43において、方法書時点の垂直見込角の最大値をお示しいただいたところですが、実際の風車の見え方においては、このような垂直見込角に標高差も加わることから、p. 224の表4. 3. 6-5に示される垂直視角と铁塔の見え方の知見と異なる評価となる可能性があるため、各地域の景観保全の観点から、風力発電機の位置・配置や意匠形態に配慮してください。	①左記のとおり、フォトモニターを作成いたします。 ②左記については、実際の意見内容（指摘の基数、時期、角度や色彩等）に応じて、個別に対応を検討していく想定です。 ③左記のご指摘のとおり、铁塔の見え方の知見と異なる点も踏まえて予測及び評価を行い、景観への配慮を検討してまいります。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-43	319 ～ 321	表6.2-34 主要な眺望点 の設定根拠	1次	各眺望点からの垂直視野角をご教示ください。 なお、風車の設置位置は現時点で定まっていないこと から、想定される最大の数値をご提示ください。	風力発電機の配置計画は検討中であることから、参考と して想定される最大の垂直見込角を次のとおりお示しし ます。なお、現地調査に基づくフォトモンタージュの作 成、樹木等の遮蔽を考慮した垂直見込角は準備書段階で お示し致します。 1. にしん文化歴史公園(道の駅おびら鯨番屋)：0.9°、2. 望洋台キャンプ場：3.0°、3. ゆうゆうそう：3.7°、4. 望洋台スキー場：8.3°、5. 臼谷海水浴場：2.6°、6. 黄 金岬：0.9°、7. 海のふるさと館：1.0°、8. 神居岩公 園：1.9°、9. 千望台：0.1°、10. ゴールデンビーチるも い：1.0°、11. 礼受牧場：0.7°、12. おびらしべ湖： 0.5°、13. 真砂橋：1.6°、14. 大槻神社：2.8°、15. 小平 中学校：3.5°、16. 小平本郷郵便局：3.7°、17. 沖内 橋：2.2°、18. 寧楽神社：4.2°、19. 住吉橋：2.6°、 20. 達布地区活性化センター：1.0°
6-44	323	表6.2-35 調査、予測及 び評価の手法 (人と自然と の触れ合いの 活動の場：工 事用資材の搬 出入、地形改 変及び施設の 存在)	1次	5. 調査期間等については、「利用特性を踏まえた適 切な時期とする」とのことですが、具体的な調査時期 の想定をご教示ください。	1. 望洋台スキー場は冬季、2. 望洋台キャンプ場は夏季、 3. 日本海オロロンラインは春季～秋季と想定しておりま す。
6-45	326	図6.2-18 主要な人と自 然との触れ合 いの活動の場 の調査地点	1次	4. 調査地点の「(2)主要な人と自然との触れ合いの活 動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況」につ いて、3地点の調査地点が設けられておりますが、こ の内「No.3 日本海オロロンライン」はどの辺りで調 査を行うのかご教示ください。	主な調査地点については、望洋台キャンプ場付近の温泉 施設や、国道沿いの道の駅(おびら鯨番屋)等を想定し ております。
			2次	配慮書の審議において、航空障害灯による影響を踏ま え、星空観察が行われている場所についても確認し、 配慮すべきではないかとの質問に対し、星空観察が行 われている場所を把握し、可能な限り影響を低減する とご回答いただいております。これらの地点について、 現時点でどの程度把握しているのか、把握している場 合には調査地点の設定にどのように反映させたのか、 把握していない場合には、今後どのように対応するの か、事業者の見解を伺います。	配慮書の審議後、既存資料により星空観察が行われてい る調査地点について調査しましたが、該当する地点は確 認されませんでした。また、星空の観察に適していると 想定していた望洋台キャンプ場、千望台やおびらしべ湖 については、近隣市街地の夜間照明や街灯など明かりが あるほか、ヒグマとの遭遇リスクもあり、星空観察に適 していないと考えております。
6-46	327	表6.2-37 調査、予測及 び評価の手法 (産業廃棄 物：造成等の 施工による一 時的な影響)	1次	1. 予測の基本的な手法では、発生量のほか、有効利用 量及び処分量を把握する旨、記載されておりますが、 発電所に係る環境影響評価の手引に記載の予測対象で ある「最終処分量、再生利用量、中間処理量」が把握 されると理解してよろしいでしょうか。	ご認識の通り記載しております基本的な手法を用いて 「最終処分量、再生利用量、中間処理量」を把握いたし ます。

7. 「第7章 その他環境省令で定める事項」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
7-1	358	表7.2-1 事業計画の比 較	1次	「発電所の出力」の記載が配慮書段階から変わってい ますが、変更した理由がありましたらご教示くださ い。 ○配慮書：最大85,400kW(4,200～6,100kW 級×17 基) ○方法書：最大85,400kW(6,100kW×14 基) 4,200～ 6,100kW の風力発電機を想定し、設置基数は最大で17 基を計画(採用する風力発電機の出力に応じて設置基 数を変更)	経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ電力安全課 との方法書届出前の事前協議において指摘を受け、左記 のとおり記載を変更しておりますが、当初の計画に変更 はございません。